



山下真澄後援会規約

第1条 本会は山下真澄後援会と称し、事務所を福山市神村町1503番地167におきます。

第2条 本会は山下真澄さんの政治活動を支援し、明るく住みよい広島県の創造をめざすとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 本会は、前条の目的に賛同し、入会届を提出した会員をもって組織します。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業をおこないます。

- ① 県政の課題に関する調査研究
- ② 県政報告会や座談会の開催
- ③ 後援会だよりの編集発行
- ④ 会員の親睦を深めるための行事
- ⑤ その他の必要な事業

第5条 本会の最高決議機関は総会であり、毎年1回、会長が召集します。総会では活動方針を決定するとともに、役員を選出します。また、付議事項については、出席者の過半数の賛成によって決するものとします。

第6条 本会に次の役員をおきます。役員会は必要に応じて会長が招集し、会の運営や活動内容、決算及び予算案について審議・決定します。

会長1名、副会長若干名、幹事長1名、幹事若干名、監事2名、
事務局長1名、事務局次長若干名

第7条 本会の会計は寄付金及びその他の収入によって運営するものとし、会計年度は毎年1月1日から12月31日までとします。

第8条 この規約の改廃については、会長が発議し、総会において決定します。

附 則 この規約は2010年11月1日から実施します。